

特例猶予の猶予期限の延長を認めず

特例に代わる国税庁の「代替措置」を活用

角谷 啓一・会員

昨秋、コロナの動向がますます深刻化する中で「特例猶予の猶予期間の延長を」の声が強まっていたが、政府・財務省は延長に背を向けた。結局、特例猶予期間は、「令和2年2月1日から令和3年2月1日の間に発生する納期限から1年間」で終了となった。その判断は、現時点のコロナの動向を見ても間違いだったことは明白だ。

そこで、国税庁・総務省は、令和3年早々、「新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ」と題するFAQ・通知等の「追加版」を急ぎ発出した。いわば、特例猶予の延長を認めなかった「代替案」ともいえるものだ。それなりの緩和策が講じられているので、活用することをお勧めしておきたい。先ず、特例猶予の延長がないとすると、現実の納税問題がどういう事態になるのか、国税を例に見てみよう。

そこで、Aさんの申告所得税を例に、法定猶予を検討してみよう。①先ず、令和1年確定分（延長後の納期限：02.04.17）の支払である。これは、令和3年4月17日までの間、特例猶予を受けてきた税金である。納期限から6ヶ月以上経過していることから、職権の換価の猶予を令和3年4月18日以降の早い時期に願い出る。②もう一つの猶予対象は、令和2年確定分（延長後の納期限：03.04.15）である。これは、①の猶予対象が猶予処理済みの場合には、申請の換価の猶予が可能（徴151の2の2項2号）となる。猶予未処理の場合には、申請型が不可となるが、職権の換価の猶予の道が残されている。あるいは、①、②同時処理ということで、①、②とも申請型が認められるかもしれない。このように、2年分の納税対応を迫られるのである。

何が「緩和」されたのか。通常、法定猶予を行なう場合の添付書類は、猶予の対象金額が100万円超の場合は財産目録及び収支の明細書が必要となる。ところが、今回の緩和策（国税庁のFAQ33）によって、より簡略的な「財産収支状況書」で足りる、とされた。また、自分で記載困難な場合には、「職員の聴き取り等に対応」という。換価の猶予などの法定猶予に伴う延滞税は、令和3年は年利8.8%のところ1.0%へと大幅に軽減された。よって、換価の猶予を積極的に求めることが極めて重要である。さらに、猶予の始期は原則、猶予の申請時（職権の場合＝願出）ですから、早期に手続きを取ることが肝要だ。

換価の要件は、納税についての誠実な意思のほか、「一時の納付により事業の継続・生活の維持が困難になるおそれ（申請型）」、又は、「直ちに換価することにより、事業の継続・生活の維持を困難にするおそれ（職権型）」であるから、少なくとも、滞納税金等に誠実に向き合うという姿勢と、一定の資金繰りの困難さが問題視される。

最後に、職権の換価の猶予は「申請書」はないので、実務上、「分割納付計画書」等の書式が税務署に用意されているので、担当者に確認されたい。